

富士地区大気汚染防止協力工場連絡会の設立総会が、10月1日、県製紙工業試験場で開かれました。この連絡会は、富士地区2市3町の36工場が、大気汚染の防止を企業の立場ですすめていこうと組織したものです。当日は役員を選出、事業計画や予算案の認定などが行なわれ、会長に齊藤了英大昭和製紙社長が選ばれました。

低イオウ重油の共同購入などを

大気汚染防止協力工場連絡会が発足

この連絡会は、大気汚染法に指定された富士地区の2市3町（富士市、富士宮市、富士川町、蒲原町、芝川町）の関連工場36社で組織されています。

加入した36工場は、いずれも重油の使用量が日量10トン以上の事業所で、行政機関が公害防止対策を積極的にすすめているおりから、企業自身も汚染防止に積極的に取り組もうと、連絡会を組織したものです。

これからの事業計画としては…。

- 関係行政機関との連携協力
- 大気汚染防止対策に関する調査研究および情報の交換
- 低イオウ燃料の確保
- ばい煙減少計画の策定
- 緊急時対策の連絡、協力体制の整備
- その他目的を達成するために必要な事業の

推進を定め、公害のない健全な地域社会づくりと、「公害のない企業」の実現をはかつていくものです。

この事業計画のうち、低イオウ重油の確保では、すでに石油業界へ積極的に働きかけ、低イオウ重油の共同購入に乗り出しています。

また、緊急時対策の連絡、協力体制の整備では、各地区ごとにブロックをつくり、市内の場合はブロックごとに幹事役の連絡中継工場を選びました。この中継工場は市公害課から警報がでると、ただ

ちに各工場に連絡し、各工場はばい煙減少計画によつて、イオウ酸化物の減少につとめます。

【写真は10月1日に開かれた富士地区大気汚染防止協力工場連絡会の設立総会＝県製紙工業試験場で】



緊急時対策とは

イオウ酸化物の測定には3種類の方法があります。

平常時測定（いつでも行なっている測定）、準備測定（平常時の測定で1カ所の測定値が0.2 P P m以上であるか、2カ所の測定値が0.1 P P m以上の場合の測定）、緊急時測定（汚染警報が発令されているときに行なう測定）の3種類です。

以上の測定によつて、大気汚染が次の状況になったときに第1種警報が発令されます。

① 2カ所以上の測定点で、0.2 P P m以上の状態が3時間以上続いたときと、0.3 P P m以上の状態が2時間以上続いたとき、48時間の平均値が0.15 P P m以上になったとき。

② 1カ所の測定点で0.5 P P m以上になったとき。

さらに事態が悪化し、次の状況になると第2種警報が発令されます。

• 前記の①の場合に1カ所以上の測定点で0.5 P P m以上になったとき。

• 前記の②で0.5 P P mの状態がさらに1時間続いたとき。

この第1種および第2種の警報が発令されると、報道機関に連絡し市民みなさんに周知するようにしていきます。

また、第1種および第2種の警報が発令されると、県は排出工場に対し、排出量を減少するように協力を求めます。減少の協力を求める工場にはあらかじめ協議された「ばい煙減少計画書」にもとづいて、第1種警報の場合は2割、第2種警報の場合は5割のばい煙量の減少を呼びかけることとなります。なお警報が発令

されたら各家庭でも必要なもの以外の燃焼をしないようにしてください

警報を解除するときは、第1種および第2種の警報が発令されたあとで、すべての測定点で発令基準以下になったときは、警報は解除されます。この場合も前記の報道機関に連絡し、市民みなさんに周知します。

この緊急時対策は44年3月から実施されていますが、新庁舎にテレメーターが設置されなければ、自動的に警報が発令されるようにはなりません。ですから、それまでの間は毎日だされるイオウ酸化物自動記録計のデータによつて、県公害課が必要と認めたときに警報が発令されます。発令された場合は、県公害課から各市町の担当課へ連絡があり、各市町の担当課から主要工場へ連絡するしくみになっています。



イオウ酸化物の測定結果

—43年9月～44年8月—

冬期に高濃度の 汚染が出現

富士地区の大気汚染の昭和43年9月から昭和44年8月までの測定結果ができました。

この測定は、市内7カ所と富士宮市2カ所、富士川町1カ所の計10カ所で行なった自動記録計によるイオウ酸化物の調査結果です。

測定結果の特色として、汚染度の月別推移をみると各測点とも冬期の11月から翌年1月にかけて上昇しています。田子浦背後地でも年間を通じて汚染度が高くなっていますが、とくに冬期にはこの傾向がより多くみられ、元吉原中学校ではこの期間中の月間平均値が0.1 P P mをこえています。

冬期の高濃度出現は、おもにおだやかな北風のときで、しかも夕方から翌日の午前中にかけて多く発生しています。これは、逆転層の出現が関係していることも想定されますが、くわしくは今後の気象調査によつて明らかになると思います

元中など6測点で 環境基準をこえる

さきごろ厚生省が定めた環境基準とくらべてみると、5条件を満していない測点は吉原3中、元吉原中の2カ所で、これについて富士保健所が4条件を満していません。このほか、文化センター、勤労青少年会館、鷹岡事務所も含め、田子浦背後地の6測点が環境基準をこえています。

それでは市内7測点の調査記録をみてみましょう。年間の平均（環境基準は0.05 P P m以下）は富士保健所が0.067 P P m、文化センターが0.052 P P m、吉原3中が0.060 P P m、勤労青少年会館が0.047 P P m、大淵中が0.030 P P m、

鷹岡事務所が0.057 P P m、元吉原中が0.077 P P mとなつています。

0.2 P P m以下の時間数（環境基準99%以上）は、保健所98.6%、文化センター99.8%、吉原3中98.4%、青少年会館99.8%、大淵中100%、鷹岡事務所99.7%、元吉原中92.4%となつています。

0.05 P P m以下の日数（環境基準は70%以上）、保健所が29.0%、文化センターが41.8%、吉原3中が37.4%、青少年会館が58.0%、大淵中が90.3%、鷹岡事務所が29.0%、元吉原中が31.2%となつています。

0.1 P P m以下の時間数（環境基準は88%以上）は、保健所が71.6%、文化センターが91.7%、吉原3中が84.8%、青少年会館が94.7%、大淵中が99.1%、鷹

岡事務所が91.7%、元吉原中が66.7%となつています。

高濃度汚染の出現日数（環境基準は3%以下）は、文化センター、青少年会館大淵中はいずれも0%、保健所は0.95%、吉原3中は3.3%、鷹岡事務所は0.2%、元吉原中は11.8%という結果がでています。

これからの対策としては、田子浦背後地を重点に各企業に対し、燃料の低イオウ化、煙突など施設の改善を具体的に指導していきます。

また、冬期の高濃度汚染に備え、新庁舎にテレメーター（自動監視装置）を設置し、緊急時体制を整備していくとともに、気象調査など資料を集め、汚染の実態を明らかにしていきます。

